

## 参考資料

### ■いしかわ景観総合条例

(平成二十年石川県条例第二十九号)

平成二十年七月一日公布

#### ※前文、第一章、第六章第一節を抜粋

#### 前文

いしかわの山や海の風景は、一人一人の心に焼きつくふるさとの原風景である。

いしかわには、古の時代から崇敬され、親しまれてきた白山とそれに連なる山並み、加賀から能登にわたる日本海の海岸線など多彩な地形が織りなす豊かな自然景観や、人々の生活の営みが息づくのどかな里山や田園、落ち着いた風情を醸し出す伝統的な街並みなどの文化的な景観がある。

これらは、いしかわ固有の自然と歴史や文化に培われた風土の中で、永々と人々の生活や生業が積み重ねられて形づくられた美しく個性的な景観となっており、まさに、かけがえのない県民共通の誇るべき財産である。

自然と人が共生した美しい景観を守り、育て、生かしていくことは、地域の品格を高め、人々の心に安らぎと潤いを与え、ふるさとの誇りと愛着をはぐくむとともに豊かな生活環境を創造していくものである。

この多彩で魅力ある景観は、訪れる人々をも惹きつけ、観光による地域振興や人や文化などの交流促進につながり、いしかわへの求心力を高めるものである。

このため、県民一人一人が、景観の重要性を再認識し、景観づくりを担う主体となり、一度失われると戻ることのない景観を保全し、修復するとともに、新たに地域固有の景観を創出する取組を進めていくことが肝要である。

ここに、わたしたちは、さまざまな主体の参画と協働により、個性と魅力にあふれたいしかわの景観の保全と創出のための行動を積極的に展開し、優れた景観を次世代に継承するとともに、潤いのある豊かな生活環境や地域の活性化の確かな実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### 第一節 通則

##### (目的)

第一条 この条例は、県土全域の良好な景観及び優れた眺望景観の形成に関し基本となる方向を示すとともに、景観法(平成十六年法律第百十号)の規定に基づく良好な景観の保全及び地域の特性を生かした景観の創出を積極的に推進するために必要な施策、多くの県民に崇敬され、親しまれてきた白山を代表とする眺望景観の保全及び創出のた

めに必要な施策並びに屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の規定に基づく必要な規制等を総合的に実施することにより、良好な景観又は優れた眺望景観(以下「良好な景観等」という。)を形成し、風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 景観 人を取り巻く自然と人の営みによる歴史と文化の蓄積からなる視覚的な環境の総体をいう。
- 二 眺望景観 公園、河川、道路その他の公共性の高い場所から眺望することができる山並み、海岸その他の対象物の景観をいう。
- 三 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 四 工作物 煙突その他の規則で定める工作物をいう。
- 五 広告物 屋外広告物法第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

##### (適用上の注意)

- 第三条 この条例の適用に当たっては、その目的を逸脱して県民の権利を不当に制限することがあってはならない。
- 2 この条例中広告物の規制に関する部分の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

#### 第二節 基本理念等

##### (基本理念)

- 第四条 良好な景観等は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、県民共通の財産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 2 良好な景観等は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
  - 3 良好な景観等は、本県の地理的特性にかんがみ、市町の区域を超えた広域のかつ連続的な景観に配慮して、県及び関係する市町の連携により、その形成に向けて整合のとれた規制又は誘導が図られなければならない。
  - 4 良好な景観等は、広告物が景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、広告物に関する施

策と総合的かつ一体的に取り組むことにより、その形成の推進が図られなければならない。

- 5 良好な景観等は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 6 良好な景観等は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町、県民及び事業者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 7 良好な景観等の形成（以下「景観形成」という。）は、現にある良好な景観等を保全することのみならず、新たに良好な景観等を創出し、又は活用すること及び良好な景観等を阻害する要因を除去し、又は縮減することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

#### （県の責務）

- 第五条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた総合的、計画的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、県土の景観形成において、市町、県民及び事業者の主体的な取組に配慮しつつ、先導的な役割を担うとともに、市町、県民及び事業者に対し必要な支援を行うものとする。
  - 3 県は、市町の求めに応じ、市町の景観形成に関する施策の広域的な調整を行うものとする。

#### （市町の責務）

- 第六条 市町は、基本理念にのっとり、景観行政の主体的な役割を担う者として、国及び県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と協力しながら、当該市町の特徴を生かした景観形成に関する施策を実施するよう努めるものとする。

#### （県民の責務）

- 第七条 県民は、基本理念にのっとり、景観形成に関する取組の主役として、景観形成の重要性を認識し、理解を深め、自らその実践を図るとともに、県及び市町が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （事業者の責務）

- 第八条 事業者は、基本理念にのっとり、建築物の建築、工作物の建設、広告物の表示その他の土地の利用等の事業活動において、景観形成の重要性を認識し、理解を深め、自らその実践を図るとともに、県及び市町が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （市町との協議等）

- 第九条 知事は、県土の景観形成を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、関係市町長に対し、協議を求めることができる。
- 2 知事は、市町長から景観形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

### 第三節 基本的施策

#### （景観総合計画の策定等）

- 第十条 県は、県土全域の景観形成に関する基本的かつ総合的な計画（以下「景観総合計画」という。）を定めるものとする。
- 2 景観総合計画においては、県土全域の景観形成に関する基本方針その他の景観形成に関する必要な事項を定めることにより、良好な景観等の保全及び創出を図るものとする。

#### （景観計画の策定）

- 第十一条 県は、景観法及び景観総合計画に基づき、同法第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

#### （眺望計画の策定等）

- 第十二条 県は、景観総合計画に基づき、優れた眺望景観の形成に関する計画（以下「眺望計画」という。）を定めるものとする。
- 2 眺望計画においては、眺望景観の形成に関する基本方針その他の眺望景観の形成に関する必要な事項を定めることにより、優れた眺望景観の保全及び創出を図るものとする。

#### （広告物の規制等）

- 第十三条 県は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置に係る規制又は誘導及び景観総合計画に基づき実施する景観形成に関する施策について、市町と緊密な連携を図りつつ、総合的に取り組むものとする。

#### （景観形成に寄与する広告物の推奨等）

- 第十四条 県は、景観又は環境に配慮した広告物であって景観形成に寄与すると認められるものの推奨及び法令又は条例に違反する広告物の除却により、景観形成に努めるものとする。

#### （公共事業の実施による景観形成の推進）

- 第十五条 県は、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業」という。）に係る景観形成のための指針を定め、当該指針に基づき公共事業を実施することにより、景観形成を積極的に推進するよう努めるものとする。

#### （景観影響評価による事前指導）

- 第十六条 知事は、第九十八条第一項に規定する景観影響評価の実施のための指針を定め、当該指針に基づき事業者が実施した景観影響評価の結果に関し、景観形成のために必要な指導を行うものとする。

#### （景観形成に関する啓発等）

- 第十七条 県は、市町と連携を図りつつ、県民及び事業者が、景観形成に対する理解を深め、その推進のための活動に積極的に参画できるよう、景観形成に関する啓発等に努めるものとする。

#### （景観形成活動の推進）

- 第十八条 県は、景観形成活動の推進について、県、市町、県民及び事業者が相互に有機的な連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

※第二章～第五章を省略

## **第六章 景観形成施策の推進**

### **第一節 公共事業による景観形成**

#### **(公共事業景観形成指針)**

第九十五条 知事は、景観形成のための公共事業に係る指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、公共事業景観形成指針の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

#### **(公共事業景観形成指針への適合)**

第九十六条 県は、公共事業景観形成指針に適合して公共事業を実施するものとする。

#### **(公共事業の施行者に対する助言等)**

第九十七条 知事は、県以外の者が県内で公共事業を実施する場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、当該公共事業を施行する者に対し、公共事業景観形成指針に配慮して公共事業を実施するよう、助言又は要請をすることができる。

- 2 知事は、前項の助言又は要請をするときは、審議会に意見を求めることができる。

※第六章第二節～第九章を省略

## ■石川県公共事業景観形成指針

### 1. 基本的事項

#### (1) 目的

石川県公共事業景観形成指針（以下「指針」という。）は、公共事業等による良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針等を定めることにより、景観に配慮した良質な公共施設整備を促進し、美しい石川の景観の創出に寄与することを目的とする。

#### (2) 位置づけ

指針は、いしかわ景観総合条例（平成二十年石川県条例第二十九号）第九十五条における「景観形成のための公共事業に係る指針」とする。

#### (3) 対象施設

石川県内における下記の施設整備を対象とする。

①道路 ②橋梁 ③河川・水路 ④ダム ⑤砂防・治山 ⑥港湾・漁港 ⑦空港 ⑧海岸 ⑨公園・緑地 ⑩公共建築物 ⑪農地整備 ⑫森林整備 ⑬上下水道 ⑭自然公園 ⑮面的整備事業

また、公共性の高い民間施設についても、指針に配慮することを推奨する。

ただし、法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合や、災害等の復旧のために必要な応急措置として行う事業には、指針の適用を除外することができる。

なお、上記の場合においても、できる限り景観に配慮して事業を実施するよう努めるものとする。

#### (4) 対象者

県は、指針に適合して公共事業を実施する。

県以外の公共事業の施行者は、指針に配慮して公共事業を実施する。また、必要に応じて、県は助言又は要請を行う。

設計者・施工者等は、公共事業等に関わる際は、指針に適合するよう事業を実施する。

民間企業は、公共性の高い民間施設が、まちの景観を構成する重要な要素であることを認識して、新築や増築・修繕などの際には、指針を参考として景観に配慮する。

#### (5) 活用時期

景観に配慮した公共施設整備を進めるにあたり、指針を抛り所として、「計画・設計」から「施工」、「維持管理」、「増築・修繕」などの各段階においてその適合性を確認し、常に良好な景観形成がなされるよう心がけるものとする。

### 2. 基本方針

公共事業の実施にあたっては、「いしかわ景観総合計画」における景観形成基本方針を遵守するとともに、公共事業における景観形成のコンセプトと基本方針を以下のように定める。

#### (コンセプト)

いしかわの美しい風土に調和する公共施設～立地環境・先導・愛着の3つを大切にされた施設づくり～

(基本方針)

- ①立地環境に調和する施設づくり
- ②地域を先導する魅力ある施設づくり
- ③県民に愛着を持たれる施設づくり

### 3. 各施設共通の整備指針

#### (1) 共通の基本配慮事項

各種公共事業において、共通して配慮すべき基本的な事項を以下のように定める。

- ①自然環境を活かし、調和を図る
- ②歴史や生活文化の蓄積を活用する
- ③視点場からの見え方に配慮する
- ④地域における公共施設の機能や役割を考慮する
- ⑤色彩や形態を考慮する
- ⑥ヒューマンスケールを取り入れる
- ⑦事業者間の調整を図る
- ⑧維持管理面を考慮する
- ⑨工事中の景観に配慮する

#### (2) 共通要素の整備指針

各種公共事業における共通要素の整備指針を以下のように定める。

##### ①法面

現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。また、法面の覆工については、緑化による修景など周辺景観との調和に努める。

##### ②擁壁

自然素材の利用等、意匠、色彩及び素材について工夫を行い、周辺景観との調和に努める。

##### ③護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

##### ④防護柵

防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

##### ⑤舗装

舗装としての性能及び安全で快適な走行性と歩行性を確保するとともに、視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、周辺景観に調和するような素材、色調の採用に努める。

##### ⑥標識及び公共広告物

道路標識としての安全で利便性の高い機能を確保しつつ、設置数は最小限とし、表示すべき情報や掲示内容の整理整合、適切な場所への設置に努める。

また、良質なデザインや環境への配慮により、地域の良好な景観や環境づくりに資する広告物の設置に努める。

##### ⑦無電柱化

歴史的・文化的地区や商店街・温泉街地区、空港や駅、玄関口となる幹線道路沿線など、特に景観上の配慮が必要な場所では、無電柱化することにより美しい街並みの形成に努める。

##### ⑧照明施設

周辺景観との調和を図るとともに、地域の状況

に応じた照明方法の工夫や、地域特性を活かした意匠及び色彩となるよう努める。

#### ⑨緑化

緑化の目的を明確にし、地域の自然や文化の特性に配慮したうえで、周辺景観に調和した適正な樹種の選択、配植デザイン、管理計画の策定・実施等に努める。

### 4. 施設別の整備指針

各種公共事業における施設別の整備指針を以下のように定める。

#### (1) 道路

##### ①路線の選定

周辺環境を十分考慮し、山や海等の風景を活用するとともに、自然の保全や調和に努める。

##### ②トンネル

坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺景観との調和に努める。

##### ③道路緑化

周辺環境を勘案し、できる限り緑豊かな道路景観となるよう努める。

##### ④道路占用物

配置、形態、意匠及び色彩について規制、誘導を図るとともに、できる限り整理統合し、周辺景観を阻害しないよう努める。

##### ⑤道路休憩施設

運転者や歩行者に安らぎを与える空間とするため、周辺の景観と調和し、眺望が良く、安全で快適な場所となるよう努める。

##### ⑥沿道街並みの修景

景観上の配慮が必要な街路整備を行う際には、街路空間の修景と合わせて、沿道の街並み修景を行うよう誘導に努める。

#### (2) 橋梁

##### ①橋梁本体

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、特に景観に配慮すべき地域においては、橋梁の構造、形態、意匠及び色彩は、周辺景観との調和や地域の特性に配慮する。

##### ②橋梁付属物（高欄、照明施設、舗装、排水施設等）

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、特に景観に配慮すべき地域においては、橋梁本体とバランスのとれた形態、意匠及び色彩とし、周辺景観との調和や地域の特性に配慮する。

##### ③高架橋・歩道橋

特に景観に配慮すべき地域においては、沿道住民や歩行者等に与える圧迫感をやわらげるよう配慮するとともに、周辺景観との調和や地域の特性に配慮する。

#### (3) 河川・水路

##### ①河川全般

「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とした整備に努める。

##### ②堤防

近景や遠景との調和を考慮しながら、できる限

り自然に近い形態となるよう配慮するとともに、管理上支障がない範囲で親水性の向上に努める。

##### ③護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

##### ④高水敷

管理上支障がない範囲で、うるおいと親しみのある水辺空間の創出に努める。

##### ⑤水路

地域用水機能を確保するとともに、歴史的景観の保全、親水性を確保しつつ、周辺景観との調和に努める。

##### ⑥水門・樋門・頭首工及び排水機場等

位置、形態、意匠、色彩及び素材に配慮し、周辺の水辺景観を阻害しないよう努める。

#### (4) ダム

##### ①堤体

形態及び意匠は、周辺の自然との一体感を有した景観づくりに努める。

##### ②ダム本体周辺構造物（管理事務所、繫船設備、取水設備等）

形態及び意匠などを工夫し、ダム本体及び周辺景観との調和に努める。

##### ③ダムサイト及び貯水池周辺

自然環境の保全・復元と周辺の自然景観の四季や経年の変化に配慮する。また、展望施設、遊歩道等は視点を意識した整備とするよう努める。

#### (5) 砂防・治山

##### ①えん堤工・谷止工・流路工・護岸工

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

##### ②法枠工・擁壁工・補強土工

施設の機能美を確保するとともに、その形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

#### (6) 港湾・漁港

##### ①港湾・漁港施設（防波堤、岸壁、護岸等）

安全性や機能性を確保しながら、自然公園などの観光地及びその付近については、うるおいと親しみのある空間づくりを行い、港の景観との調和に努める。

##### ②港内建築物等

建築物は、その形態、意匠及び色彩を工夫し、港の景観との調和に努める。工作物は、安全性・機能性を確保できる範囲で、港の景観との調和に努める。

##### ③港内緑化

港湾及び漁港区域内の余裕地には、緑化を図り、地域のふれあいの場として、港地域にうるおいと親しみをもたらすよう努める。

#### (7) 空港

##### ①空港施設

空港及び周辺整備は、周辺環境との調和に努める。

##### ②空港内建築物等

自然環境と調和した、環境にやさしい建築物と

するよう努める。

## (8) 海岸

### ①堤防・護岸

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

### ②海浜

自然海浜は、できる限り保全に努め、人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努める。

### ③離岸堤

水平線への見通しを阻害しないよう工夫する。

### ④海岸緑化

海岸林や緑地、植栽は、その多様な機能、景観的な演出効果に配慮しつつ、適切な樹種、緑量、密度の選択に努める。

### ⑤その他施設（消波工、管理道路等）

形態、意匠及び色彩は、背後地、堤防、海岸等の周辺環境・景観との調和に努める。

## (9) 公園・緑地

### ①公園・緑地全般

立地、設置目的、利用形態、施設内容などの特性に応じ、利用と景観との調和に努める。また、地域の歴史や生活文化を活かし、個性的な景観形成に努める。

### ②植栽・緑化

目的に応じた樹種の選択、配植デザインを行うとともに、四季の移ろいや樹木、草花等の生長による景観の変化などを考慮し、将来にわたって良好な景観が保全・向上されるよう計画的な維持管理に努める。

### ③公園施設

設置目的・機能と景観との調和に努める。

## (10) 公共建築物

### ①配置

敷地内の建築物の配置計画は、景観や周囲の快適性等に大きく影響するため、構想段階から十分検討する。

### ②形態・意匠

施設用途や立地状況を踏まえ、周辺景観になじませるか、あるいはランドマークとしてシンボル性のある建物とするかなど、形態・意匠について十分検討する。

### ③色彩・照明

施設用途や立地状況を踏まえ、色相・色調を周辺建物と統一的なものとするか、これらに対比させて賑わいを創出させるかなどについて、十分検討する。

### ④素材・材料

耐久性や耐候性を十分考慮しながら、周辺景観を形成している素材・材料や、地域特性を表現する素材・材料の活用に努める。

### ⑤敷地内緑化

敷地内はできる限り緑化を図り、その際には季節感やゆとりが感じられる空間の演出に努める。

### ⑥その他（附属施設、ゴミ置き場、駐車場、設備機器類）

建物に付属する施設等についても、配置、形態、色彩等に十分配慮する。

## (11) 農地整備

### ①農地整備全般

良好な田園風景が継続的に保たれるよう、整備にあたっては景観との調和に配慮する。

### ②区画形状

生産性の高い機能的な形状の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全・活用した区画形状とするよう努める。

### ③水路・ため池

周辺地域の自然景観や生態系などに配慮する。

### ④その他施設（用排水機場、貯水槽、共同利用施設等）

位置、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

## (12) 森林整備

### ①林道

山麓部からの眺望に留意し、景観の変容を抑制するとともに、森林や動植物等を保全し自然環境に配慮する。

## (13) 上下水道

### ①浄水場・下水処理場

施設機能を保ちつつ、周辺景観との調和を図り、地域住民に親しまれる環境づくりに努める。

### ②ポンプ場

周辺景観との調和に努める。

## (14) 自然公園

### ①造成等

地形や植生等に配慮した造成計画、施設配置となるよう努める。

### ②公園内建築物等

できる限り勾配屋根とするなど、屋根、壁面の色彩、形態が自然との調和を乱さないよう努める。

### ③歩道・園路等

自然環境の保全に十分配慮しながら、交通量や機能（登山道、遊歩道、自然観察園路等）に応じた規模・構造とするよう努める。

## (15) 面的整備事業

### ①地区全体の景観形成

道路、公園、河川等の連続性や一体性に配慮した施設づくりに努めるとともに、街並みについては、地区計画や街づくり協定などを策定することにより、整備地区全体が良好な居住環境を有するよう誘導に努める。

## ■国の景観形成ガイドライン・指針等

施設分野	名称	策定省庁	策定年月
全般	美しい国づくり政策大綱	国土交通省	2003. 7
	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	2007. 4
	景観重要公共施設の手引き（案）	国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室	2007. 9
道路	道路デザイン指針	国土交通省道路局	2005. 3
	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	景観に配慮した防護柵推進検討委員会（国土交通省道路局）	2004. 3
河川	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局	2006. 10
砂防	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	2007. 2
港湾	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局	2005. 3
	航路標識整備事業景観形成ガイドライン	海上保安庁交通部	2004. 3
海岸	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局港湾局、農林水産省農村振興局水産庁	2006. 1
都市施設	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）	国土交通省都市・地域整備局	2005. 3
建築物	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	2005. 3
	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営繕部	2004. 5
農林	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局	2004. 8
	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省農村振興局	2006. 5

---

## 石川県公共事業景観形成ガイドライン

発行年月 平成 21 年 3 月

発行 石 川 県

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県土木部景観形成推進室 TEL 076-225-1759

URL [http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/top\\_index.htm](http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/top_index.htm)

---



石川県公共事業  
景観形成ガイドライン